

【交付要件・提出書類チェックリスト】

※本用紙は必ず申請書類とあわせてご提出ください

※太枠のチェック欄に☑したことを確認した上でご提出ください。

※複数の店舗について申請する場合、店舗ごとの作成が必要です。

申請者名：

様

【交付要件チェックリスト】

	交付対象・交付要件	チェック欄	
		はい	いいえ
1	福島県内に店舗を有する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	通常、午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	令和3年8月8日（日）午後8時から令和3年9月1日（水）午前5時までの期間、午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮するとともに、いわき市以外の店舗は酒類の提供を午後7時までとしている。いわき市内の店舗は終日酒類の提供を自粛している。（時短営業には、令和3年8月8日（日）午後8時から令和3年9月1日（水）午前5時までの期間、休業の場合を含む）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	食品衛生法に基づく営業許可証（飲食店にかかる許可に限る）に記載されている営業者である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	店舗において、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	【いわき市以外の店舗の場合】 接待を伴う飲食店（風営法第2条第1項第1号に該当する店舗）または酒類を提供する飲食店を営業している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	令和3年8月5日（時短営業要請日）より前に、必要な許認可等を取得し、店舗において営業の実態がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	「7」の許可の有効期限が令和3年9月1日以降である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	店舗において、時短営業の案内を掲示している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事業者等ではない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11	時短要請の期間（令和3年8月8日から8月31日まで）のうち時短要請に協力した日が14日以上となる見込みである。※いわき市の店舗は、8月8日から8月31日までの全期間を時短営業する予定である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	協力金の算定に当たって、売上高方式により申請する。 （大企業や売上高減少方式を選択する中小企業は早期支給の対象外）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	これまで福島県からの要請に対して継続して協力し、要請違反の事実がない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



◆上記の【交付要件チェックリスト】で、すべて「はい」に該当する場合のみ、協力金の早期支給の申請ができます。早期支給の対象外となる場合は、9月1日以降に申請受付を開始する予定の本申請により申請してください。
◆この場合、次ページの【提出書類チェックリスト】に基づき、申請書類を提出してください。

【お願い】

書類に疑義・不備がある場合は早期支給ができない場合があります。
お手数ですが十分に確認の上、ご提出くださいますようお願いいたします。

【提出書類チェックリスト】①②の両方を提出する必要があります。

①共通項目（すべての事業者が提出してください。）

	提出書類	備考	チェック欄	
			申請者	事務局
1	時短協力金申請書（様式）	詳しくは「記入例」をご覧ください。 ※消えるボールペン使用不可。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	交付要件・提出書類 チェックリスト（本用紙）	提出書類にもれがないことを確認し、チェックした上で同封してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

②令和3年5月3日以降に福島県で実施した新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を受給していない事業者（交付申請したものの交付決定になっていない事業者も含む）は以下の書類を追加で提出してください。

	提出書類	備考	チェック欄	
			申請者	事務局
1	飲食店営業許可証の写し	令和3年8月5日よりも前に取得しており、かつ有効期限が令和3年9月1日以降であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	外観写真	店舗の名称が確認できるもの（看板等）を含む外観写真を提出してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	対象店舗において「時短営業の案内」を掲示していることが分かるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・期間中の営業時間（又は休業していること）が明記されたもの ・店先や店内に掲示した案内の写真を提出してください。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	協力金の振込先の通帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・口座名義人、金融機関名、金融機関の支店名、預金の種類及び口座番号が分かる資料（通帳の写し等） ・インターネットバンキングを御利用の方は、上記事項が確認できる資料 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>